

訪問看護重要事項説明書 [令和7年4月1日現在]

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	テライ・メディカルサポート株式会社
代表者氏名	代表取締役 寺井 麻実子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒699-3211 島根県浜田市三隅町三隅 382 番地 1 (電話：0855-32-4007・ファックス番号：0855-32-4008)
法人設立年月日	平成23年4月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション はるにれ
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号) 3260790070
事業所所在地	〒699-3223 島根県浜田市三隅町西河内 488 番 1 地 電話番号：(0855) 28-7556 ファックス番号：(0855) 28-7501
連絡先 相談担当者名	管理者 前原 順子 ※緊急時の電話相談は 24 時間対応可能、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制 にあります。
事業所の通常の 事業の実施地域	浜田市 三隅町 ・ 弥栄町

(2) 事業の目的及び運営の方針

要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にあたる高齢者に対し介護保険法等関係法令、健康保険法の趣旨に従い、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。又、利用者の思想や人格を尊重し適切な訪問看護サービスを提供します。

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族に限らず全ての方に対し、ご要望に応じて、開示致します。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30
休業日	土曜日・日曜日 5月3日～5月5日・8月13日～8月16日・12月31日～1月3日

(5) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～金
サービス提供時間	8:30～17:30
早朝（6:00～8:00）通常時間（8:00～18:00）夜間（18:00～22:00）深夜（22:00～6:00） ※時間帯により料金が異なります。	

(6) 事業所の職員体制

管 理 者		前原 順子	
職	職 務 内 容		人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。		常 勤 1 名 ※看護職員と兼務
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。		常 勤 7 名 非常勤 2 名
看護職員 (看護師・ 准看護師・ 作業療法士・ 理学療法士)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。		常 勤 7 名 非常勤 2 名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。		常 勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	具体的な訪問看護の内容 病状・障害の観察、健康管理、服薬管理、排泄援助、清潔援助、介護予防、生活リハビリ、健康相談、ターミナルケア、胃瘻管理、吸引、褥瘡および創傷処置、療養や介護方法の指導や助言、人工肛門管理、在宅酸素療法管理、介護用品紹介、医師の指示による医療的処置（点滴静脈注射、腹膜透析、カテーテル管理、血糖測定等）、医療機器の管理、認知症や精神疾患の方の看護、保険・福祉サービス活用支援、連絡調整、受診相談、等

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者やその家族等に対しあらかじめ同意を得て、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料について

1. 介護保険の場合

訪問看護費		料金（自己負担）			
			1割	2割	3割
20分未満			314円	628円	942円
20分以上30分未満			471円	942円	1,413円
30分以上60分未満			823円	1,646円	2,469円
60分以上90分未満			1,128円	2,256円	3,384円
理学療法士・作業療法士等による訪問	20分訪問を2回まで行った場合	1回あたり	294円	588円	882円
	20分訪問を3回以上行った場合	1回あたり	265円	530円	795円
初回加算（Ⅰ）	退院（所）した日に初回訪問を行った場合	初回訪問月	350円	700円	1,050円
初回加算（Ⅱ）	退院（所）した翌日以降に初回訪問を行った場合	初回訪問月	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	退院（所）にあたり、看護師等が退院時共同指導を行った後、初回訪問時に算定（初回加算との併用はなし）	1回又は2回	600円	1,200円	1,800円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とし90分以上訪問を行った場合	1回あたり	300円	600円	900円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （複数の看護師等の場合）	30分未満	1回あたり	254円	508円	762円
	30分以上	1回あたり	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） （看護師等と看護補助者の場合）	30分未満	1回あたり	201円	402円	603円
	30分以上	1回あたり	317円	634円	951円
※緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	ご利用者様及びその家族等から看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、緊急時訪問における看護業務の負担軽減の十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	1月あたり	600円	1,200円	1,800円
※特別管理加算（Ⅰ）	胃瘻・気管切開・留置カテーテル・酸素等	1月あたり	500円	1,000円	1,500円
※特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理が必要な利用者に対して	1月あたり	250円	500円	750円
※ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	最終訪問月	2,500円	5,000円	7,500円
※看護体制強化加算（Ⅰ）	医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合	1月あたり	550円	1,100円	1,650円
※看護体制強化加算（Ⅱ）		1月あたり	200円	400円	600円
※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合	1回あたり	6円	12円	18円
※サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		1回あたり	3円	6円	9円
看護介護職員連携強化加算	特定業務支援	1回あたり	250円	500円	750円
口腔連携強化加算	当診評価の結果を情報提供した場合	1月に1回	50円	100円	150円

2. 介護予防の場合

訪 問 看 護 費			料金 (自己負担)		
			1割	2割	3割
2 0 分 未 満			303 円	606 円	909 円
2 0 分 以 上 3 0 分 未 満			451 円	902 円	1,353 円
3 0 分 以 上 6 0 分 未 満			794 円	1,588 円	2,382 円
6 0 分 以 上 9 0 分 未 満			1,090 円	2,180 円	3,270 円
理学療法士・作業療法士等による訪問	20分訪問を2回まで行った場合	1回あたり	284 円	568 円	852 円
	20分訪問を3回以上行った場合	1回あたり	142 円	284 円	426 円
理学療法士・作業療法士等による訪問 (利用開始日の属する月から12月超)	20分訪問を2回まで行った場合	1回あたり	279 円	558 円	837 円
	20分訪問を3回以上行った場合	1回あたり	137 円	274 円	411 円
※ 看護体制強化加算	医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制強化した場合	1月あたり	100 円	200 円	300 円
※ 初回加算 (I)	介護保険の場合と同様				
※ 初回加算 (II)					
※ 退院時共同指導加算					
※ 緊急時訪問看護加算 (I)					
※ 特別管理加算 (I)					
※ 特別管理加算 (II)					
※ サービス提供体制強化加算 (I)					
※ サービス提供体制強化加算 (II)					
長時間訪問看護加算					
複数名訪問看護加算 (I)					
複数名訪問看護加算 (II)					
口腔連携強化加算					

- ・基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ・准看護師が訪問を行った場合には、所定単位数に90/100を乗じた金額となります。
- ・「訪問看護ステーションはるにれ」利用者の方は、事業所の所在が国の指定する特別地域に該当する為に、基本利用料に対して15%の特別地域加算が算定されます。
- ・※のサービスについては区分支給限度基準額の算定対象外となります。
- ・国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、事業者の料金体系は厚生労働省の定めに準拠するものとします。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院又は退所するに当たり、主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（60分以上90分未満）に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算（I）は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算（II）は、看護師と看護補助者（訪問看護師指導の下に訪問看護事業所に雇用され

看護業務の補助を行う従事者である。資格は問わない。）

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に限ります。特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
 - ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 - ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
 - ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
 - ④真皮を超える褥瘡の状態にある者
 - ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者に対して、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡された場合を含む。）は、死亡月に加算します。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合に（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを算定します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、加算します。
- ※ 主治医（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 地域区分別の単価を含んでいます。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

3. 医療保険の場合

訪問看護基本療養費		料金（自己負担）		
			1割	3割
【訪問看護基本療養費（Ⅰ）】				
イ 看護師・保健師・助産師の場合	週3日まで	1日当たり	555円	1,665円
	週4日目以降	1日当たり	655円	1,965円
ロ 准看護師の場合	週3日まで	1日当たり	505円	1,515円
	週4日目以降	1日当たり	605円	1,815円
ニ 理学療法士・作業療法士等の場合		1日当たり	555円	1,665円
【訪問看護基本療養費（Ⅱ）】		同一建物居住者で同一日3人以上の訪問		

イ 看護師・保健師・助産師の場合	週3日まで	1日当たり	278円	834円
	週4日目以降	1日当たり	328円	984円
ロ 准看護師の場合	週3日まで	1日当たり	253円	759円
	週4日目以降	1日当たり	303円	909円
ニ 理学療法士・作業療法士等の場合		1日当たり	278円	834円
【訪問看護基本療養費（Ⅲ）】	外泊中		850円	2,550円
難病等複数回訪問加算 (週4回以上の訪問を算定できる方)	1日2回の訪問		450円	1,350円
		同一建物3人以上	400円	1,200円
	1日3回の訪問		800円	2,400円
		同一建物3人以上	720円	2,160円
特別地域訪問看護加算	片道1時間以上を要する場合	訪問看護基本療養費の50/100		
緊急訪問看護加算	月14日目まで	1日あたり	265円	795円
	月15日目以降	1日あたり	200円	600円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とし90分以上訪問 (週1日を限度)	1回あたり	520円	1,560円
夜間・早朝訪問看護加算	(18:00~22:00、6:00~8:00)	1回あたり	210円	630円
深夜訪問看護加算	(22:00~6:00)	1回あたり	420円	1,260円
複数名訪問看護加算	イ 看護師と他の看護師等の場合 (週1日)		450円	1,350円
		同一建物3人以上	400円	1,200円
	ロ 看護師と准看護師の場合 (週1日)		380円	1,140円
		同一建物3人以上	340円	1,020円
	ハ 看護師とその他職員の場合 (週3日)		300円	900円
		同一建物3人以上	270円	810円
	ニ 看護師とその他職員の場合 (難病など)	1日2回	600円	1,800円
		(同一建物3人以上)	540円	1,620円
1日3回以上		1,000円	3,000円	
乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める者 上記以外の場合	1日あたり	180円	540円
		1日あたり	130円	390円
訪問看護管理療養費		料金(自己負担)		
			1割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合	月の初日	767円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の訪問の場合	1日あたり	300円	900円
24時間対応体制加算		1月あたり	680円	2,040円
特別管理加算(Ⅰ)	胃瘻・気管切開・留置カテーテル・酸素など特別な管理が必要な利用者に対して	1月あたり	500円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)		1月あたり	250円	750円
特別管理加算(Ⅱ)	新型コロナウイルス感染症利用者 (疑い利用者含む)	1月あたり	250円	750円
退院時共同指導加算	退院(所)にあたり、看護師等が退院時共同指導を行った場合	1回又は2回	800円	2,400円
特別管理指導加算	特別な管理が必要で、退院時共同指導を行った場合		200円	600円
退院支援指導加算	退院した当日の訪問看護		600円	1,800円
	1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合	退院日	840円	2,520円
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で計画的な管理を行った場合	1月あたり	5円	15円
在宅患者連携指導加算	月2回以上、医療関係職種間で情報交換し利用者又はその家族に指導等を行った場合	必要時	300円	900円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	医療関係職種等が患家でカンファレンスと療養上必要な指導を行った場合	必要時（月2回）	200円	600円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）を算定している場合	1月あたり	78円	234円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）に加え、医療従事者の賃金改善を強化する必要がある場合（1～18のうちいずれかを算定）	1月あたり	1円	3円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2		1月あたり	2円	6円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）3		1月あたり	3円	9円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）4		1月あたり	4円	12円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）5		1月あたり	5円	15円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）6		1月あたり	6円	18円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）7		1月あたり	7円	21円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）8		1月あたり	8円	24円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）9		1月あたり	9円	27円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10		1月あたり	10円	30円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）11		1月あたり	15円	45円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）12		1月あたり	20円	60円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）13		1月あたり	25円	75円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）14		1月あたり	30円	90円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）15		1月あたり	35円	105円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）16		1月あたり	40円	120円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）17		1月あたり	45円	135円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18		1月あたり	50円	150円
訪問看護情報提供療養費	保健福祉サービス等に必要な情報を提供した場合		150円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月	2,500円	7,500円

- (1) 介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患（※該当者）や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。
- (2) 医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。
- (3) 標準の訪問時間は1回の訪問につき30分～90分程度です。

※厚生労働大臣の定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

4. 精神科訪問看護の場合

精神科訪問看護基本療養費		料金（自己負担）		
			1割	3割
【精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）】				
イ 看護師又は作業療法士の場合	週3日まで（30分以上の場合）	1日あたり	555円	1,665円
	週3日まで（30分未満の場合）	1日あたり	425円	1,275円
	週4日目以降（30分以上の場合）	1日あたり	655円	1,965円
	週4日目以降（30分未満の場合）	1日あたり	510円	1,530円
ロ 准看護師の場合	週3日まで（30分以上の場合）	1日あたり	505円	1,515円
	週3日まで（30分未満の場合）	1日あたり	387円	1,161円
	週4日目以降（30分以上の場合）	1日あたり	605円	1,815円
	週4日目以降（30分未満の場合）	1日あたり	472円	1,416円
【精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）】		同一建物居住者で同一日3人以上の訪問		
イ 看護師又は作業療法士の場合	週3日まで（30分以上の場合）	1日あたり	278円	834円
	週3日まで（30分未満の場合）	1日あたり	213円	639円
	週4日目以降（30分以上の場合）	1日あたり	328円	984円
	週4日目以降（30分未満の場合）	1日あたり	255円	765円
ロ 准看護師の場合	週3日まで（30分以上の場合）	1日あたり	253円	759円
	週3日まで（30分未満の場合）	1日あたり	194円	582円
	週4日目以降（30分以上の場合）	1日あたり	303円	909円
	週4日目以降（30分未満の場合）	1日あたり	236円	708円
【精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）】		（外泊中）	850円	2,550円
複数回訪問加算 特別地域訪問看護加算 緊急訪問看護加算 長時間訪問看護加算 夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 訪問看護情報提供療養費 訪問看護ターミナルケア療養費1		医療保険の場合と同様		
訪問看護管理療養費		料金（自己負担）		
			1割	3割
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合） 訪問看護管理療養費1（月の2日目以降の訪問の場合） 24時間対応体制加算 特別管理加算（Ⅰ） 特別管理加算（Ⅱ） 特別管理加算 退院時共同指導加算 特別管理指導加算 退院支援指導加算 訪問看護医療DX情報活用加算 在宅患者連携指導加算 在宅患者緊急時等カンファレンス加算		医療保険の場合と同様		

(1) 医師の指示（精神科訪問看護指示書に基づき、健康保険法が適用されます。（※ただし、認知症の場合を除く）

(2) 訪問回数は週3回を限度とします。（※ただし、退院後3ヶ月以内の期間は週5回を限度。精神科特別訪問看護指示書の交付期間は訪問回数の制限はありません。）

4 その他の保険外費用について

① 休日の訪問	医療保険の場合のみ	1回 2,500円
② 衛生材料・オムツなど		実費
③ 医療機器貸出	吸引器	1か月 2,800円
	吸入器	1か月 500円
	サーチラーション	1か月 1,400円
	点滴スタンド	1か月 800円
④ ご遺体のケア	平日時間内 (8:30~17:30)	20,000円
	休日、時間外 (6:00~8:30、17:30~22:00)	25,000円
	深夜 (22:00~6:00)	30,000円
⑤ 交通費	通常事業実施地域外(益田市、江津市など)への訪問の場合で、通常事業実施地域外から利用者様宅までの往復の料金	1kmあたり 50円
⑥ 複写物		20円
⑦ キャンセル料	ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
※急なキャンセルの場合は右記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。	ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がいただけなかった場合	サービス利用料の10%

5 料金の支払い方法について

料金の支払い方法は、毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の料金を請求いたしますので、末日までにお支払いください。お支払方法は、銀行振り込みまたは、自動振替、現金にてお支払いください。自動振替の場合は、毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- (7) 誠に恐縮ではありますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

事務所の職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の取り扱いについて」厳守し適切な取り扱いに努め、また、知り得た秘密については在職中はもちろん退職後も漏らすことはありません。

8 ハラスメント行為について

利用者又は家族から以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合は契約を解除致します。

- ・身体的暴力又は乱暴な言動、無理な要求(物を投げつける、刃物をむける、蹴られる、サービス提供中の喫煙等)

- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動 等）
- ・精神的な暴力行為（怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする 等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為 等）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。ステーションや職員が被災して訪問が行えない状況になった時や、地域周辺・交通事情が危険と判断された場合などは、訪問看護やリハビリの提供を中止させていただきます。また、訪問時に災害が発生した際は利用者の安全確保に努力し、訪問先より職員を退去させる場合があります。

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開

催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

17 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①成年後見制度の利用を支援します。

②当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。虐待防止に関する責任者は管理者です。

苦情解決体制を整備しています。

18 サービス内容に関する相談、苦情について

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションはるにれ 担当者 前原 順子	電話番号 0855-28-7556	受付時間 月～金曜日 8:30～17:30
浜田市 健康医療対策課	電話番号 0855-25-9320	受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15
浜田地区広域行政組合 介護保険課	電話番号 0855-25-1520	受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15
島根県国民健康保険団体連合会	電話番号 0852-21-2811	受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

19 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

【会社の概要】

社名 テライ・メディカルサポート株式会社

設立 平成23年4月1日

所在地 島根県浜田市三隅町三隅382番地1

代表者 代表取締役 寺井 麻実子

【事業所の概要】

事業所の名称 訪問看護ステーション はるにれ

事業所の所在地 島根県浜田市三隅町西河内488番1地

連絡先 電話 (0855) 28-7556 FAX (0855) 32-7501

管理者氏名 前原 順子

開設年月日 平成30年3月14日